

証券コード 6615
2022年6月14日

株 主 各 位

埼玉県上尾市瓦葺721番地
ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大年 浩太

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティ
パレスホテル大宮 3階 チェリールーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、感染予防及び拡散防止のため、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催当日の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

その他、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、当日ご来場取れない株主様におかれましては、可能な限り書面（郵送）またはインターネットによって議決権の事前行使をお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.umc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

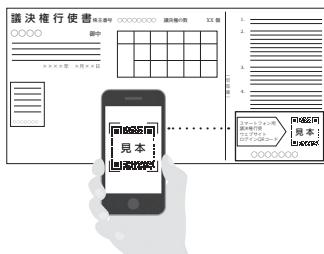
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

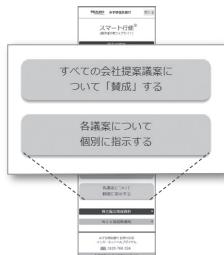
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

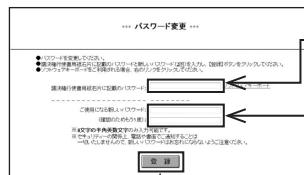
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、以下の経営成績に関する記載については、増減額及び前連結会計年度(前事業年度)比(%)を記載せずに説明しております。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済の状況は、新型コロナウイルスワクチン接種の進展により経済活動が正常化しつつあります。一方で、米中貿易摩擦の長期化に加え、ロシア・ウクライナ問題に端を発する原材料価格やエネルギー価格の高騰と同時に半導体をはじめとする部材のさらなる供給不足が懸念されております。わが国においては、先進国を中心に海外需要が堅調なことから企業の生産活動に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルスの新たな変異株の出現や世界的な情勢の不安定化への懸念等、予断を許さない状況となっており、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当連結会計年度の売上高は1,345億50百万円(前連結会計年度は1,361億79百万円)となりました。損益面においては、営業利益は14億98百万円(前連結会計年度は8億57百万円)、経常利益は20億93百万円(前連結会計年度は11億17百万円)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は15億70百万円(前連結会計年度は97百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

当社グループは、EMS事業とその他の事業を営んでおりますが、ほとんどがEMS事業のため、セグメント情報の記載を省略しております。

なお、EMS事業の製品分野別の売上高とその他の事業の売上高は以下のとおりであります。売上高の金額については、連結相殺消去後の数値を記載しております。

イ. EMS事業

当社グループの主たる事業であるEMS事業の売上高は1,339億21百万円となりました。製品分野別の業績の概況は次のとおりであります。

(車載機器)

半導体不足の影響による自動車メーカーの減産、一部地域における新型コロナウイルス感染症再拡大の影響による回復の遅れはあるものの、電動自動車向けの電動コンプレッサー向け部品、パワーコントロールユニット、DC-DCコンバーター等の製品が伸長し、売上高は811億33百万円となりました。

(産業機器)

先端技術投資や生産能力増強投資、5G関連需要が伸長し、中国では省エネ政策にともなう需要が拡大している状況ではあるものの、一部のFA機器の取り扱い終了により、売上高は219億7百万円となりました。

(OA機器)

複合機向けの製品において、ベトナムにおける主要顧客工場の新型コロナウイルス感染症による操業停止の影響があったものの、中国における主要顧客の取扱高が伸長したこと、好調な在宅需要が続いたことにより、売上高は287億75百万円となりました。

(コンシューマー製品)

日系既存顧客からの受注減少により、売上高は8億48百万円となりました。

(情報通信機器)

光ピックアップ関連製品の生産終了により、当連結会計期間の売上高はございません。

(その他)

アミューズメント機器が主な製品であり、売上高は12億56百万円となりました。

ロ. その他の事業

人材派遣業は既存顧客からの受注減少により、売上高は6億29百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は20億12百万円であります。その主なものは、グループ各社における生産設備等に18億18百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、安定した資金確保のため、短期借入金、長期借入金による調達を実施しました。当期末現在の短期借入金残高は180億18百万円（前期末比53億75百万円増）、長期借入金残高（1年以内返済分を含む）は74億68百万円（前期末比22億58百万円増）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 52 期 (2019年3月期) | 第 53 期 (2020年3月期) | 第 54 期 (2021年3月期) | 第 55 期 (当連結会計年度) (2022年3月期) |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 138,665 | 141,010 | 136,179 | 134,550 |
| 営業利益 (△は損失) (百万円) | △769 | △5,188 | 857 | 1,498 |
| 経常利益 (△は損失) (百万円) | △1,828 | △6,609 | 1,117 | 2,093 |
| 親会社株主に帰属する当 期純利益 (△は損失) (百万円) | △2,243 | △12,571 | △97 | 1,570 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△は 損 失) (円) | △120.48 | △651.55 | △5.04 | 55.56 |
| 総 資 産(百万円) | 74,310 | 61,419 | 67,357 | 73,368 |
| 純 資 産(百万円) | 17,384 | 3,414 | 14,923 | 17,086 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 893.77 | 168.28 | 277.29 | 353.72 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。当社は優先株式の発行を行ったため、第54期及び第55期の1株当たり純資産は、優先株式を控除した普通株式に係る期末の純資産により算出しております。
2. 第54期における純資産の主な増加理由は、第三者割当増資によるものであります。
3. 当社は誤謬等の訂正を行ったため、第52期の財産及び損益は訂正後の数値に置き換えています。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計会計基準適用指針30号 2021年3月26日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社等の状況

子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|---------------|------------------|------------------------------------|
| UMC Electronics Hong Kong Limited | 74,892千USD | 100.0% | 電子機器製造・販売 |
| UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd. | 9,000千USD | 100.0 (100.0) | 電子機器製造・販売 |
| UMC Electronics (Dongguan) Co.,Ltd. | 12,250千USD | 100.0 (100.0) | 電子機器製造・販売 |
| UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. | 18,130千USD | 100.0 (100.0) | 電子機器製造・販売 |
| UMC Dongguan Plastics Co., Ltd. | 63,000千HKD | 100.0 (100.0) | 各種プラスチック部品の成形加工、精密プラスチック用金型の製作・販売等 |
| UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. | 10,000千USD | 100.0 (100.0) | 電子機器製造・販売 |
| UMC Electronics Vietnam Limited | 19,800千USD | 100.0 | 電子機器製造・販売 |
| UMC Electronics (Thailand) Limited | 2,318,000千THB | 100.0 (0.0) | 電子機器製造・販売 |
| UMC Electronics Europe GmbH | 2,000千EUR | 100.0 | 電子機器販売 |
| UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. | 754,493千MXN | 100.0 (0.0) | 電子機器製造・販売 |
| UMC Electronics North America, Inc. | 1,400千USD | 100.0 | 電子機器販売 |
| UMC・Hエレクトロニクス株式会社 | 50,000千円 | 85.1 | 電子機器製造・販売 |
| UMCジャストインスタップ株式会社 | 100,000千円 | 100.0 | 人材派遣業務、人材請負業務、不動産管理業務、保険代理業務 |

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.、UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd.、UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.の間接所有比率 (100.0%)はUMC Electronics Hong Kong Limitedが所有しております。

3. UMC Electronics (Thailand) Limitedの間接所有比率 (0.0%)はUMC Electronics Hong Kong Limited及びUMC Electronics Vietnam Limitedが所有しております。また、UMC Electronics Mexico, S.A.de C.V.の間接所有比率 (0.0%)はUMC Electronics Hong Kong Limitedが所有しております。

その他の関係会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社への議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------|-----------|-----------|---------------------------|
| 株式会社豊田自動織機 | 80,462百万円 | 34.6% | 繊維機械、産業車両、自動車・自動車部品の製造・販売 |

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症からの経済活動の正常化が推し進められているものの、未だ収束の兆しが見えず、ロシア・ウクライナ問題をはじめとする地政学的リスクの高まりを受けた資源価格の高騰に加え、物流コストの高騰リスク、半導体不足をはじめとする部材逼迫の長期化に伴う生産制約等、先行きの不透明感が増しております。また、カーボンニュートラル実現に向けた世界的な取り組みの加速、デジタル化の進展など、政治、経済、テクノロジーの分野における変化のスピードが増しております。

これに伴い、当社グループの主要事業であるEMS事業の各販売先企業におきましても、デジタル技術の活用による新規参入、電動化や自動運転領域の開発の進展等、業界構造の変化が生じており、企業間の競争がますます激しくなっているものの、半導体や自動車向け製品需要の増加基調は継続すると見込まれております。

そのような中、今年度の当社グループにおきましては、新経営体制移行後の2年目として、社是に掲げる「心のこもった製品をおとどけます」を礎に、以下3点に取り組んでおります。

1. 当社グループの原点であり強みでもあるものづくり力を磨き上げる
2. 単なるものづくりにとどまらない最適な生産工程をご提案する
3. これまで応援いただいたお客様ならびにこれから出会う新しいお客様との揺るぎないパートナーシップを構築する

そして、今後も引き続きサプライチェーンの維持・強化を図るとともに、中長期的な持続的成長を見据えた収益の柱を強固なものとし、EMS企業としての競争力を高めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの事業は、EMS事業とその他の事業で構成されており、主な取扱製品及び事業内容は下記のとおりであります。

| 事業区分 | 主要取扱製品・事業内容 | |
|------|-----------------|--|
| EMS | 車載機器 | 電動車向け電装系、起動・発電機器、エクステリア系、スピードメータ類、車内環境制御機器、セキュリティ機器、カーオーディオ機器等の車載用電子機器 |
| | 産業機器 | インバーター、半導体試験装置、電源、医療機器等の電子機器 |
| | OA機器 | プリンター・複写機等の電子機器 |
| | コンシューマー製品 | デジタル家電等の電子機器 |
| | その他 | アミューズメント機器等の電子機器、部品事業等 |
| その他 | 人材派遣・製造請負、保険代理業 | |

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

| 会社名 | 名称 (所在地) |
|--|---|
| 当社 | 本社 (埼玉県上尾市)、埼玉工場 (埼玉県上尾市)、九州工場[宮崎] (宮崎県都城市)、九州工場[佐賀] (佐賀県神埼市)、北上開発センター (岩手県北上市) |
| UMC・Hエレクトロニクス株式会社 | 本社・工場 (神奈川県秦野市) |
| UMC ジャストインスタッフ株式会社 | 本社 (埼玉県さいたま市) |
| UMC Electronics Hong Kong Limited | 本社 (中華人民共和国 香港特別行政区) |
| UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. | 本社・工場 (中華人民共和国 広東省) |
| UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. | 本社・工場 (中華人民共和国 広東省) |
| UMC Dongguan Plastics Co., Ltd. | 本社・工場 (中華人民共和国 広東省) |
| UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. | 本社・工場 (中華人民共和国 広東省) |
| UMC Electronics Vietnam Limited | 本社・工場 (ベトナム社会主義共和国 ハイズオン省) |
| UMC Electronics (Thailand) Limited | 本社・工場 (タイ王国 チャチューンサオ県) |
| UMC Electronics Europe GmbH | 本社 (ドイツ連邦共和国 バイエルン州) |
| UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. | 本社 (メキシコ合衆国 ハリスコ州) |
| UMC Electronics North America, Inc. | 本社 (アメリカ合衆国 イリノイ州) |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|---------------|--------------|
| E M S 事業 | 8,316 (851) 名 | 333名減 (63名増) |
| その他の事業 | 8 (1) 名 | 一名 (1名増) |
| 合計 | 8,324 (852) 名 | 333名減 (64名増) |

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、期間工を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 中国現地法人の生産増加による人員補強等により289名増加しましたが、ベトナム現地法人やタイ現地法人における生産性改善による人員調整、またメキシコ現地法人の生産活動の終息等により622名減少し、使用人数が前期末と比べて333名減少しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 229 (507) 名 | 11名増 (42名減) | 46.0歳 | 13.3年 |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、期間工を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 9,859百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,543百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 7,109百万円 |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 975百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

| | | |
|------------|--------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 77,173,720株 |
| | A種優先株式 | 7,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 28,277,620株 |
| | A種優先株式 | 7,000株 |
| ③ 株主数 | 普通株式 | 5,936名 |
| | A種優先株式 | 1名 |

④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|-------------------------|---------|---------|
| 株式会社豊田自動織機 | 9,788 | 34.62 |
| 株式会社アイシン | 2,205 | 7.80 |
| 株式会社ネクスティエレクトロニクス | 2,205 | 7.80 |
| 野村信託銀行株式会社(信託口2052251) | 1,000 | 3.54 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 877 | 3.10 |
| 東京センチュリー株式会社 | 797 | 2.82 |
| H・ウチヤマ・ホールディングス有限会社 | 731 | 2.59 |
| N O K 株式会社 | 689 | 2.44 |
| O・ウチヤマ・ホールディングス有限会社 | 625 | 2.21 |
| ペグ株式会社 | 453 | 1.60 |

- (注) 1. 持株比率は自己株式(47株)を控除して計算しております。
 2. 上記の大株主は、A種優先株式を保有していません。
 3. A種優先株式は優先株式であり、議決権はありません。

(2) 会社役員の状態

① 取締役の状態 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状態 |
|----------|------|---|
| 代表取締役社長 | 大年浩太 | UMC・Hエレクトロニクス株式会社 取締役会長 UMC Electronics Hong Kong Limited 董事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd. 董事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd. 董 事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Vietnam Limited 取締役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. 取締役 |

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|--------|--|
| 代表取締役副社長 | 高田 昭 人 | UMC ジャストインスタッフ株式会社 取締役 UMC・Hエレクトロニクス株式会社 取締役 UMC Electronics Hong Kong Limited 監事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. 監事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. 監事 UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd. 監事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd. 監 事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. 監事 UMC Electronics Vietnam Limited 監査役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. 取締役 UMC Electronics North America, Inc. 取締役 UMC Electronics Europe GmbH 取 締役会長 UMEK GmbH 取締役 |

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------------|-------|--|
| 社外取締役 | 佐々木卓夫 | 株式会社豊田自動織機 取締役副社長 |
| 社外取締役（常勤監査等委員） | 前原修身 | 株式会社富士通ゼネラル 社外取締役 |
| 社外取締役（監査等委員） | 尾関純 | 公認会計士尾関会計事務所 代表 ちよだ税理士法人 代表社員 株式会社テクノメディカ 社外取締役 （監査等委員） 株式会社ゴールドクレスト 社外監査役 |
| 社外取締役（監査等委員） | 中村克己 | 国広総合法律事務所 パートナー 日本ノーベル株式会社 社外監査役 株式会社ウィルグループ 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役の佐々木 卓夫氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の前原 修身氏、尾関 純氏及び中村 克己氏は社外取締役であります。
3. 佐々木 卓夫氏は、大手自動車部品メーカーでの企業経営の経験を有し、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できる知見を有しております。
4. 前原 修身氏は、長年にわたる企業経営の経験を有し、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できる知見を有しております。
5. 尾関 純氏は、監査法人、会社社外取締役（監査等委員）での経歴で培われた経験及び公認会計士として、財務及び会計に関する知見を有しております。
6. 中村 克己氏は、民間企業の法務実務や、政府系シンクタンク、社内外の調査委員会業務での経歴で培われた経験及び弁護士としての知見を有しております。
7. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、前原 修身氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は、社外取締役（常勤監査等委員）の前原 修身氏及び社外取締役（監査等委員）の尾関 純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ② 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役佐々木 卓夫氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、経営役員、執行役員、当社の子会社の取締役及び監査役であります。

当該保険契約により、株主代表訴訟及び第三者訴訟により被保険者が負担することになった争訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社訴訟により被保険者が負担することになった争訟費用及び損害賠償金等は補填されないこととなっております。

当該契約の保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月3日の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、恣意性を排除し公正性、透明性を確保いたします。また、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし在任中、定期的に支給いたします。その個人別の報酬額については、役位、職責、在籍年数等に応じて、他社水準、当社の業績を考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

c. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の業績連動報酬は、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結売上高、営業利益の達成に応じて設定されるテーブルをもとに算出された額を賞与として毎年1回、一定の時期に支給することといたします。非金銭報酬は、現在、報酬の内容あるいは額の定めがないため当該報酬の支払いはありません。

d. 基本報酬の額ならびに業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬が報酬全体に占める割合は、約14%～37%の範囲内で役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとし、基本報酬と業績連動報酬はおおよそ70：30の割合で支給す

るものといたします（業績連動報酬テーブルの中間値を想定した場合）。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定をしなければならないことといたします。取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、その答申を踏まえて決定された個人別の報酬の内容は、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 51 (3) | 51 (3) | - (-) | - (-) | 3 (1) |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 33 (33) | 33 (33) | - (-) | - (-) | 3 (3) |
| 合 計 (うち社外取締役) | 85 (37) | 85 (37) | - (-) | - (-) | 6 (4) |

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は当該事業年度の連結売上高及び連結営業利益であります。当該指標を選択した理由は、取締役報酬の公正性、透明性を確保するとともに、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とするためであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月27日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2020年3月27日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。

4. 個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長大年浩太がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（社外取締役を除く）の基本報酬の額及び担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って個人別の報酬額を決定いたします。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役佐々木卓夫氏は、株式会社豊田自動織機の取締役を兼務しております。当社と株式会社豊田自動織機との間には資本業務提携の関係があり、その他の関係会社に該当いたします。
- ・社外取締役（監査等委員）前原修身氏は、株式会社富士通ゼネラルの社外取締役を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）尾関純氏は、公認会計士尾関会計事務所の代表を兼務しております。当社と同会計事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）尾関純氏は、ちよだ税理士法人の代表社員を兼務しております。当社と同法人との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）尾関純氏は、株式会社テクノメディアの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）尾関純氏は、株式会社ゴールドクレストの社外監査役を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）中村克己氏は、国広総合法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と同法律事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）中村克己氏は、日本ノーベル株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）中村克己氏は、株式会社ウィルグループの社外監査役を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 出席状況及び発言状況 社外取締役に対して期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|-----------|--|
| 取 締 役 | 佐 々 木 卓 夫 | <ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。大手自動車部品メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、主に業務執行の決定の審議に際して必要な発言を適宜行っております。 ・大手自動車部品メーカーの取締役としての知見を活かし、当社のガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 前 原 修 身 | <ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査等委員会25回のうち25回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての知識・経験に基づき、独立した観点から業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。 ・会社経営者としての知識・経験に基づき、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を行っているほか、毎月開催されている経営会議へ出席し、適宜助言を行っております。 ・コンプライアンス委員会の委員長として、ガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うほか、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、その職責を果たしております。 |

| 地 位 | 氏 名 | |
|----------------|---------|--|
| 取締役 (監査等委員) | 尾 関 純 | <p style="text-align: center;">出席状況及び発言状況 社外取締役に対して期待される役割に関して行った職務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査等委員会25回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会において、監査法人、会社社外取締役（監査等委員）としての知識・経験に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。 ・公認会計士としての知識・経験に基づき、当社の決算資料に関する助言を行っております。 ・コンプライアンス委員会の委員として、ガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うほか、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、その職責を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 中 村 克 己 | <ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会25回のうち25回に出席いたしました。民間企業の法務実務や、政府系シンクタンク、社内外の調査委員会業務での経歴で培われた経験及び弁護士としての知識・経験に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。 ・弁護士としての知識・経験に基づき、当社のガバナンス体制の強化、取締役会運営について適宜助言を行っております。 ・コンプライアンス委員会の委員として、ガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。 |

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月29日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ② 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|---|-----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 234百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 234百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 54,268 | 流動負債 | 47,772 |
| 現金及び預金 | 7,933 | 支払手形及び買掛金 | 22,399 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 16,441 | 短期借入金 | 18,018 |
| 棚卸資産 | 24,672 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,092 |
| 未収入金 | 789 | リース債務 | 387 |
| 未収消費税等 | 1,526 | 未払法人税等 | 325 |
| その他 | 2,914 | 未払金 | 2,745 |
| 貸倒引当金 | △7 | 未払費用 | 1,552 |
| 固定資産 | 19,099 | 賞与引当金 | 633 |
| 有形固定資産 | 18,138 | その他 | 619 |
| 建物及び構築物 | 12,482 | 固定負債 | 8,508 |
| 機械装置及び運搬具 | 24,278 | 長期借入金 | 6,375 |
| 工具、器具及び備品 | 2,789 | リース債務 | 828 |
| 土地 | 4,287 | 退職給付に係る負債 | 873 |
| リース資産 | 932 | 繰延税金負債 | 136 |
| 使用権資産 | 637 | その他 | 293 |
| 減価償却累計額 | △27,734 | 負債合計 | 56,281 |
| 建設仮勘定 | 464 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 155 | 株主資本 | 16,689 |
| ソフトウェア | 110 | 資本金 | 4,729 |
| のれん | 44 | 資本剰余金 | 10,472 |
| その他 | 0 | 利益剰余金 | 1,487 |
| 投資その他の資産 | 805 | 自己株式 | △0 |
| 長期前払費用 | 322 | その他の包括利益累計額 | 312 |
| 繰延税金資産 | 395 | 為替換算調整勘定 | 343 |
| その他 | 87 | 退職給付に係る調整累計額 | △30 |
| 資産合計 | 73,368 | 新株予約権 | 29 |
| | | 非支配株主持分 | 54 |
| | | 純資産合計 | 17,086 |
| | | 負債・純資産合計 | 73,368 |

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-------------------------------|-----|------|---------|
| 売 上 | 高 価 | | 134,550 |
| 売 上 | 利 益 | | 126,875 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 益 | | 7,674 |
| 営 業 外 取 得 利 益 | 益 | | 6,176 |
| 営 業 外 取 得 利 益 | 益 | | 1,498 |
| 受 取 配 当 金 | 息 | 20 | |
| 受 取 配 当 金 | 金 | 1 | |
| 受 取 地 代 差 | 貸 | 264 | |
| 為 替 の 費 用 | 益 | 752 | |
| 営 業 外 費 用 | 他 | 132 | 1,172 |
| 支 払 利 息 | | 310 | |
| そ の 他 利 益 | | 266 | 576 |
| 特 別 利 益 | | | 2,093 |
| 特 別 資 産 売 却 益 | | 33 | 33 |
| 特 別 資 産 除 却 損 失 | | 26 | |
| 減 損 損 失 | | 74 | 101 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | | 2,025 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | | 610 | |
| 当 期 税 額 調 整 | | △156 | 454 |
| 当 期 純 利 益 | | | 1,571 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | | 0 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | | 1,570 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 10,239 | 流動負債 | 24,929 |
| 現金及び預金 | 1,180 | 支払手形 | 49 |
| 受取手形 | 59 | 電子記録債務 | 1,304 |
| 電子記録債権 | 1,055 | 買掛金 | 3,261 |
| 売掛金及び契約資産 | 3,432 | 短期借入金 | 18,273 |
| 製品 | 416 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,092 |
| 仕掛品 | 202 | 未払金 | 469 |
| 材料及び貯蔵品 | 2,454 | 未払費用 | 234 |
| 短期貸付金 | 848 | 預り金 | 12 |
| 前払費用 | 93 | 賞与引当金 | 75 |
| 未収入金 | 182 | その他 | 156 |
| 未収消費税等 | 80 | 固定負債 | 6,408 |
| 未収還付法人税等 | 0 | 長期借入金 | 6,375 |
| その他 | 233 | その他 | 32 |
| 固定資産 | 30,823 | 負債合計 | 31,337 |
| 有形固定資産 | 4,813 | (純資産の部) | |
| 建物 | 1,449 | 株主資本 | 9,695 |
| 構築物 | 58 | 資本金 | 4,729 |
| 機械及び装置 | 4,023 | 資本剰余金 | 10,472 |
| 車両運搬具 | 6 | 資本準備金 | 4,499 |
| 工具、器具及び備品 | 523 | その他資本剰余金 | 5,973 |
| 土地 | 3,195 | 利益剰余金 | △5,506 |
| リース資産 | 34 | 利益準備金 | 52 |
| 減価償却累計額 | △4,517 | その他利益剰余金 | △5,558 |
| 建設仮勘定 | 40 | 土地圧縮積立金 | 27 |
| 無形固定資産 | 57 | 別途積立金 | 2,500 |
| ソフトウェア | 57 | 繰越利益剰余金 | △8,086 |
| その他 | 0 | 自己株式 | △0 |
| 投資その他の資産 | 25,952 | 新株予約権 | 29 |
| 投資有価証券 | 61 | 純資産合計 | 9,725 |
| 関係会社株式 | 2,241 | 負債・純資産合計 | 41,062 |
| 関係会社出資金 | 2,478 | | |
| 長期貸付金 | 24,036 | | |
| 貸倒引当金 | △3,087 | | |
| 繰延税金資産 | 207 | | |
| その他 | 15 | | |
| 資産合計 | 41,062 | | |

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|---------------|--------|-----|-------|
| 売上 | 20,268 | | |
| 売上 | 17,798 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 2,470 | | |
| 営業外収益 | 2,105 | | |
| 営業外費用 | 365 | | |
| 受取配当金 | 201 | | |
| 受取地代 | 1 | | |
| 受取手保 | 321 | | |
| 受取替の費用 | 12 | | |
| 受取替の費用 | 6 | | |
| 受取替の費用 | 422 | | |
| 受取替の費用 | 26 | | 991 |
| 営業外費用 | 140 | | |
| 支払手の利益 | 55 | | |
| 支払手の利益 | 2 | | 198 |
| 特別利益 | | | 1,158 |
| 固定資産引当金 | 0 | | |
| 負債保証損失 | 4,098 | | 4,098 |
| 固定資産除損 | 0 | | |
| 減価償却 | 11 | | |
| 貸倒引当金繰入 | 4,425 | | 4,437 |
| 税法上人税、住民税等純利益 | | | 819 |
| 法人税、住民税等純利益 | 145 | | |
| 法人税、住民税等純利益 | △51 | | 94 |
| 法人税、住民税等純利益 | | | 725 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 河瀬博幸 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小林正英 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（会計上の見積りの変更に関する注記）に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度において、棚卸資産のうち原材料について、帳簿価額の切り下げに係る一定の期間を延長している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 河瀬 博 幸 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小林 正 英 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制管理部門と連携して、重要な会議に出席し、または個別に面談等を実施し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 前 原 修 身 ⑩

監査等委員（社外取締役） 尾 関 純 ⑩

監査等委員（社外取締役） 中 村 克 己 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期間経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第1条～第15条 (条文の記載省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供の措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第17条～第41条（条文の記載省略）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、2020年3月開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>第17条～第41条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2020年3月開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</p> <p><u>第2条</u> 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所 有 す る 当 社 の 株 式 の 種 類 及 び 数 |
|-----------|---|--|-------------------------------------|
| 1 | お お と し こ う た 大 年 浩 太 (1960年2月9日) (重任) | 1983年4月 株式会社豊田自動織機製作所（現株式会社豊田自動織機）入社 2006年6月 株式会社豊田自動織機エレクトロニクス事業部技術部長 2013年1月 同社エレクトロニクス事業部開発部長 2014年6月 同社執行役員 2016年6月 同社常務役員 2018年6月 当社社外取締役 2019年6月 株式会社豊田自動織機執行職 2020年6月 同社経営役員 2021年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) UMC・Hエレクトロニクス株式会社 取締役会長 UMC Electronics Hong Kong Limited 董事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd. 董事 UMC Dongguan Plastics Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Vietnam Limited 取締役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. 取締役 | 普通株式 10,000株 |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式の種 類及び数 |
|-----------|--|---|-------------------------|
| 2 | たかだ あきと 高田 昭人 (1966年4月8日) (重任) | 1991年4月 加賀電子株式会社入社 1994年6月 当社入社 2011年3月 当社常務執行役員 2015年9月 当社常務執行役員営業本部副本部長 2018年4月 当社副社長執行役員営業本部本部長 2018年6月 当社取締役副社長副社長執行役員営業本部本部長 2019年10月 当社代表取締役社長 2021年4月 当社代表取締役副社長 (現任) 2022年5月 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役社長 UMC・Hエレクトロニクス株式会社 取締役 UMC Electronics Vietnam Limited 監査役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. 取締役 UMC Electronics North America, Inc. 取締役 UMC Electronics Europe GmbH 取締役会長 | 普通株式 8,000株 |
| 3 | ささき たくお 佐々木 卓夫 (1956年12月3日) (重任・社外) | 1980年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 2009年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員 2011年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役社長 2011年6月 トヨタ自動車株式会社顧問 2013年4月 同社常務役員 2015年6月 株式会社豊田自動織機専務取締役 2016年6月 同社取締役・専務役員 2018年6月 同社取締役副社長 2021年4月 当社社外取締役 (現任) | — |

- (注) 1. 各取締役候補者は、当社が発行するA種優先株式を所有していません。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 佐々木 卓夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 佐々木 卓夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、大手自動車部品メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、主に業務執行の決定の客観性の向上に寄与していただけるものと判断したためであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、経営的な観点から重要事項の決定や業務執行の監督等の業務を適切に遂行していただくことを期待しております。
5. 佐々木 卓夫氏は、過去10年間において、当社の特定関係事業者である株式会社豊田自動織機の業務執行者であります。
6. 佐々木 卓夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年2ヶ月となります。
7. 当社は、佐々木 卓夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告18頁をご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

| 氏名 | 属性 | 主な専門性・経験 | | | | | | 委員会構成状況 | | |
|--------|--------------|-------------------|---------------------|------------------------------|---------------|--------------------------|------------|------------|--------------|---------------------|
| | | ① 企業経営 経営戦略 | ② 開発 生産 品質 | ③ マーケ ティング 営業 購買 | ④ 財務 会計 | ⑤ 法務 リスクマネ ジメント | ⑥ グローバル | 監査等 委員会 | 指名・報酬 委員会 | コンプライ アンス 委員会 |
| 大年 浩太 | 代表取締役 社長 | ● | ● | ● | | ● | ● | | ● | ● |
| 高田 昭人 | 代表取締役 副社長 | ● | ● | ● | | ● | ● | | | |
| 佐々木 卓夫 | 社外取締役 | ● | | | ● | ● | ● | | | |
| 前原 修身 | 社外取締役 | ● | | ● | | | ● | ● (常勤) | ● (委員長) | ● (委員長) |
| 尾関 純 | 社外取締役 | | | | ● | | | ● | ● | ● |
| 中村 克己 | 社外取締役 | | | | | ● | | ● | | ● |

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

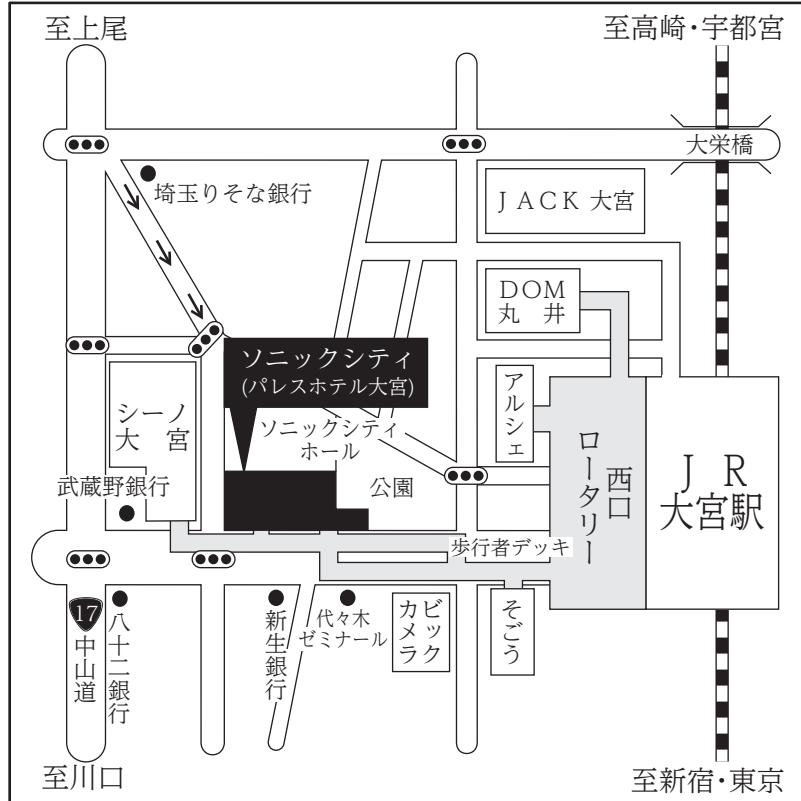
株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県さいたま市大宮区桜木町

1丁目7番地5ソニックシティ

パレスホテル大宮3階 「チェリールーム」

電話：048-647-3300



交通 JR大宮駅西口より徒歩約5分

(お願い) 駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。